

徳島環境サステナブルネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳島環境サステナブルネットワーク(以下「サステナブルネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 サステナブルネットワークは、徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築を目指し、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、提言、調査研究、普及啓発等に取り組むとともに、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的とする。

第2章 サステナブルネットワークが行う事業

(事業)

第3条 サステナブルネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地球環境保全の推進に関する事業
- (2) 環境美化及びごみの減量化・リサイクルの推進に関する事業
- (3) 環境学習の推進に関する事業
- (4) 環境の保全・創造に資する事業
- (5) その他、サステナブルネットワークの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 サステナブルネットワークの会員は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 1号会員 別表1に掲げる県内の団体、事業者及び関係行政機関
- (2) 2号会員 別表2に掲げる学識経験者

(責務)

第5条 会員は、それぞれの役割に応じて、サステナブルネットワークの行う事業に積極的に協力するとともに、自ら環境負荷の低減に向けた取り組みに努めるものとする。

第4章 役員

(役員)

第6条 サステナブルネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

(役員の選出方法)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。その場合は、その選任については、前項の規定を準用する。
- 3 会長、副会長、監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- (3) 監事は、サステナブルネットワークの会計を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 役員が欠けたことにより、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

第5章 会議

(総会の構成及び招集)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。また、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 3 会長は会議の議長となり、議事を総理する。
- 4 会長は、必要と認める場合は、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総会の招集方法)

第12条 総会の招集は、開催日の2週間前に、日時、場所、及び会議に付議すべき事項を書面をもって会員に通知する。

(総会の定足数)

第13条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第14条 総会における議決権は各会員1個とし、総会の議事は出席した会員の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(書面議決及び委任)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議に付議すべき事項について、書面をもって議決するか、または代理人に議決を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第16条 総会は次の事項について議決する。

- (1) サステナブルネットワークの規約に関すること
但し、第4条に定める別表1及び別表2に関するものを除く
- (2) 役員の選任に関すること
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること
- (4) サステナブルネットワークの予算及び決算に関すること
- (5) その他、サステナブルネットワークの運営に関する重要な事項に関すること

(幹事会)

第17条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事は、サステナブルネットワークの副会長及び第18条第2項に規定する部会の部会長、副会長及び部会において選出された者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長及び幹事長代理を置き、それぞれ幹事の互選による。

4 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を総理する。

5 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となり、議事を総理する。

7 幹事がやむを得ない事由により幹事会に出席することができないときは、幹事長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

8 幹事会は、次の事項を実施する。

- (1) 第4条に定める別表1及び別表2の変更の議決に関すること
- (2) 事業計画等総会に付議すべき事項の審議に関すること
- (3) 総会の議決に従って事業を実施すること
- (4) その他、幹事会が必要と認めた事項に関すること

9 幹事長は、必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

10 幹事長は、必要と認める場合は、幹事会の円滑な運営及び幹事会への必要な提言を行うため、サステナブル推進委員会を置くことができる。

(部会)

第18条 サステナブルネットワークの事業を円滑に推進するために、サステナブルネットワークに別表3に掲げる部会を置く。

2 部会には、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ置く。

3 部会の組織及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第19条 サステナブルネットワークの経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 サステナブルネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第20条 サステナブルネットワークの事務を処理するため、徳島県生活環境部サステナブル社会推進課及び特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センターに事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

第8章 補則

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、サステナブルネットワークの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成12年1月29日から施行する。

2 県民会議設立当初の会計年度は、第19条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31

日までとする。

附則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成14年6月14日から施行する。

附則

この規約は、平成16年6月16日から施行する。

附則

この規約は、平成17年6月10日から施行する。

附則

この規約は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成21年6月10日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月11日から施行する。

附則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年7月20日から施行する。

附則

この規約は、令和4年5月26日から施行する。

附則

この規約は、令和6年7月18日から施行する。

[illegible][illegible][illegible]

NHKK徳島放送局
四国一般社会工
一株式会社

[illegible]

(別表 2)

役 職 名	氏 名
徳島大学名誉教授	長 尾 善 光
徳島大学学長	河 村 保 彦
徳島大学副学長	松 木 均
徳島大学大学院教授	奥 嶋 政 嗣
徳島大学大学院准教授	河 口 洋 一
関西大学教授	石 田 和 之
徳島大学大学院研究教授	渡 邊 健
徳島大学大学院講師	佐々木 千 鶴
阿南工業高等専門学校講師	井 上 貴 文
四国大学元教授	佐 渡 君 江
四国大学元教授	蔵 本 暢 浩
鳴門教育大学教授	宮 下 晃 一
国立高等専門学校機構本部准教授	加 藤 研 二
徳島県建築士会	佐 藤 幸 好

(別表 3)

部 会 名
脱 炭 素 部 会
循 環 型 社 会 部 会